

事 務 連 絡
平成19年 3 月 5 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(中国産緑茶)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年1月26日付け食安輸発第0126008号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、中国産緑茶において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を引き上げて対応するので、概ね輸入件数2件に対し1件の割合を目安として検査の実施方よろしく願います。

記

1 対象食品
中国産緑茶

2 検査項目
残留農薬

(違反事例)

1. 品 名：緑茶
2. 生産国：中国
3. 検査結果：トリアゾホス 0.09ppm（基準値：0.05ppm）
4. 検 疫 所：名古屋検疫所清水検疫所支所
(届出受付番号：第52001953750号1欄)
5. 輸 入 者：有限会社アウイン商会